

財団法人 三重県下水道公社寄付行為

(62年7月制定)

目 次

第1章 総 則	(第1条～第4条)
第2章 資産及び会計	(第5条～第12条)
第3章 役員及び職員	(第13条～第17条)
第4章 理 事 会	(第18条～第25条)
第5章 評議員及び評議員会	(第26条～第27条)
第6章 寄付行為の変更及び解散	(第28条～第29条)
第7章 雑 則	(第30条)
附 則	

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人三重県下水道公社(以下「公社」という。)という。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を三重県松阪市高須町3922番地に置く。

(目 的)

第3条 公社は、下水道に関する知識の普及及び啓発等の事業を行うとともに、三重県が設置する流域下水道の維持管理業務を受託することにより、三重県及び県下市町村の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)下水道知識の普及及び啓発に関すること
- (2)下水道技術者の養成に関すること
- (3)下水道技術の調査及び研究に関すること
- (4)下水道事業の技術的業務の協力に関すること
- (5)流域下水道の維持管理業務の受託に関すること
- (6)下水道の水質分析等の受託に関すること
- (7)その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産。
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 会社の事業計画及び収支予算は、その会計年度開始前に理事長が作成し、評議員会の審議に付した後、理事会の議決を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、評議員会の審議に付した後、理事会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業報告・決算及び財産目録)

第11条 会社の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、評議員会の審議に付した後、その事業年度終了後2ヶ月以内に理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 会社に、次の役員を置く。

- (1)理事長 1人
- (2)副理事長 1人
- (3)常務理事 1人
- (4)理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 6人以上10人以内
- (5)監事 3人以内

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事長は、理事の互選により選任する。
- 4 副理事長及び常務理事は、理事会の承認を得て理事長が選任する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、会社を代表し、公社業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき、又は理事長が、欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長の命を受けて常務を処理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会において、公社業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員 の 任期)

第15条 役員 の 任期 は 2 年 と する。た だ し、補 欠 役 員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と する。

2 役 員 は、再 任 さ れ る こ と が で き る。

3 役 員 は、辞 任 し た 場 合 又 は 任 期 満 了 の 場 合 に お い て も、後 任 者 が 就 任 す る ま で は、そ の 職 務 を 行 わ な け れ ば な ら ない。

(役員 の 解 任)

第16条 役 員 に、役 員 と し て ふ さ わ し く ない 行 為 が あ っ た と き は、理 事 会 及 び 評 議 員 会 に お い て、そ れ ぞ れ 理 事 現 在 数 及 び 評 議 員 現 在 数 の 4 分 の 3 以 上 の 議 決 に よ り、理 事 長 が こ れ を 解 任 す る こ と が で き る。

(事 務 局)

第17条 公 社 の 事 務 を 処 理 す る た め、事 務 局 を 置 く。

2 事 務 局 に は、事 務 局 長 そ の 他 の 職 員 を 置 く。

3 事 務 局 長 そ の 他 の 職 員 は、理 事 長 が 任 免 す る。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第18条 理 事 会 は、理 事 を も っ て 構 成 す る。

(権 能)

第19条 理 事 会 は、こ の 寄 付 行 為 に 別 に 定 め る も の の ほ か、次 の 事 項 を 議 決 す る。

(1) 事 業 の 執 行 に 必 要 な 規 程 の 制 定 及 び 改 廃

(2) そ の 他 公 社 の 運 営 に 関 す る 重 要 な 事 項

(招 集)

第20条 理 事 会 は、理 事 長 が 招 集 す る。

2 理 事 又 は 監 事 か ら 会 議 の 目 的 た る 事 項 を 記 載 し た 文 書 に よ り 請 求 が あ っ た と き は、理 事 長 は、速 や か に 理 事 会 を 招 集 し な け れ ば な ら ない。

3 理 事 会 を 招 集 す る に は、理 事 に 対 し、会 議 の 目 的 た る 事 項 及 び そ の 内 容 並 び に 日 時 及 び 場 所 を 記 載 し た 文 書 を も っ て あ ら か じ め 通 知 し な け れ ば な ら ない。

た だ し、緊 急 の 場 合 は こ の 限 り で ない。

(議 長)

第21条 理 事 会 の 議 長 は、理 事 長 が こ れ に 当 た る。

(定足数)

第22条 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第23条 理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 2 緊急を要する事項又は軽易な事項については、理事に書面による賛否の表明を求め、その結果を理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)理事会の日時及び場所

(2)理事の現在数

(3)理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4)議決事項

(5)議事の経過

- 2 議事録には、出席理事のなかから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに、署名しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第26条 公社に6人以上10人以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員は、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第27条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会は、第22条から第25条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」に、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

第 6 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第28条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の承認があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産の帰属は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この公社と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第30条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄付行為は、主務官庁の設立の許可があった日から施行する。
- 2 会社の設立初年度及び次年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 会社の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。
- 4 会社の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

附 則（平成4年3月31日施行）

この寄付行為の一部改正は、三重県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この寄付行為の変更は、三重県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 この寄付行為の変更の際における役員は、第13条第2項の規定による評議員会において選任されたものとみなす。
- 3 この寄付行為の変更により委嘱された評議員の任期は、第26条第4項の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

附 則（平成17年1月11日施行）

この寄付行為の一部改正は、三重県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成20年12月24日施行）

この寄付行為の一部改正は、三重県知事の認可のあった日から施行し、平成21年1月1日から適用する。